■ 令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険料について

☆令和7年3月(4月納付分)からの健康保険料について

令和7年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年4月分(4月納付分)からの適用となります。 都道府県別の保険料率は全国健康保険協会(協会けんぽ)のサイトでご確認ください。 都道府県別の保険料率は、4月分の保険料(一般の被保険者については4月納付分)からとなります。

令和7年度保険料額表(令和7年3月分から) | 協会けんぽ | 全国健康保険協会 または

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuhyou3gatukara/

この例では東京都の計算をしています。お手数ですが全額から折半額の計算をお願いします。 全国健康保険協会(協会けんぽ)のサイトからお住まいの都道府県の健康保険の保険料率を確認してください。

健康保険料 介護保険なし 全額 9.91% 折半額 4.955% 健康保険料 介護保険あり 全額 11.50% 折半額 5.750%

※ 介護保険第2号被保険者で、40歳から64歳までの方は健康保険料率に介護保険料率が加わります。

4.955%		5.75	0 %

令和7年3月分(4月納付分)からの ■■単年金保険の保

·健康保険料率:令和7年3月分~ 適用 ·介護保険料率:令和7年3月分~ 適用 •厚生年金保食料率:平成29年9月分~ 適用 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分~ 適用

(東京支音	部)								(単位:円)
					全国健康保険協会	管掌健康保険料		厚生年金保険料(『	享生年金基金加入員を除く)
標準	转回州	報酬月	額	介護保険第5 に該当し ⁷	号被保険者 ない場合	介護保険第 に該当す	.号被保険者 ⁻る場合	一般、坑口	內員·船員
等級	日殇			9.9	1%	11.5	50%	18.30	0%※
	71 最			全額	折半額	全 額	折半額	全 額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	~	63,000	5,747.8	2,873.9	6,670.0	3,335.0		
2	68,000	63,000 ~	73,000	6,738.8	3,369.4	7,820.0	3,910.0		
3	78,000	73,000 ~	83,000	7,729.8	3,864.9	8,970.0	4,485.0		
4(1)	88,000	83,000 ~	93,000	8,720.8	4,360.4	10,120.0	5,060.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ~	101,000	9,711.8	4,855.9	11,270.0	5,635.0	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 ~	107,000	10,306.4	5,153.2	11,960.0	5,980.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 ~	114,000	10,901.0	5,450.5	12,650.0	6,325.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 ~	122,000	11,693.8	5,846.9	13,570.0	6,785.0	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000 ~	130,000	12,486.6	6,243.3	14,490.0	7,245.0	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000 ~	138,000	13,279.4	6,639.7	15,410.0	7,705.0	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000 ~	146,000	14,072.2	7,036.1	16,330.0	8,165.0	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000 ~	155,000	14,865.0	7,432.5	17,250.0	8,625.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000 ~	165,000	15,856.0	7,928.0	18,400.0	9,200.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000 ~	175,000	16,847.0	8,423.5	19,550.0	9,775.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000 ~	185,000	17,838.0	8,919.0	20,700.0	10,350.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000 ~	195,000	18,829.0	9,414.5	21,850.0	10,925.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 ~	210,000	19,820.0	9,910.0	23,000.0	11,500.0	36,600.00	18,300.00

☆平成 29 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料について

厚生年金保険の保険料率は、平成 29 年 9 月分(10 月納付分)から引き上げられて 18.3%で固定されています。 この厚生年金保険の保険料率は、9月分(10月納付分)から厚生年金保険料を計算する際の基礎となります。

厚生年金保険料 一般 全額 18.300 折半額 9.150 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。



2 「健康保険・厚生年金」タブに移動して保険料率を変更します。

3 「介護保険に該当しない」の保険料率を「0.049550」に変更して下さい。

4 「介護保険に該当する」の保険料率を「0.057500」に変更して下さい。

※ 東京都の変更例ですのでご注意ください。お住いの都道府県により保険料率が違ってきます。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録 × 年度 令和7年 給与支払者のデータ 給与・賞与計算の設定 健康保険・厚生年金 健康保険料率(従業員負担分) (従業員負担分) 介護保険に該当しない 0.049550 介護保険に該当する 0.057500 厚生年金保険料率 0.091500 厚生年金基金の保険料率 0.000000	この健康保険料率は東京都の料率 になります。 お住いの都道府県ごとの健康保険 料率は下記の全国保険協会(協会け んぽ)のサイトで調べることができ ます。 <u>https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g</u> <u>7/cat330/sb3150/</u> または <u>https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g</u> <u>7/cat330/sb3150/r07/r7ryougakuh</u> <u>you3gatukara/</u>
▶ 円未満端数を切り捨て処理する。 円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により 50銭以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。	
O K キャンセル	

5 「編集」メニューから「従業員・社会保険」をクリックします。



6 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分と介護保険分の健康保険料を変更します。

従業員の住所氏名・社会保険料データの	入力)	×
整理番号 1	名佐藤	一郎		データ検索	≪ご注意≫
従業員の住所氏名データ 社会	保険料の算定基礎届	1			「健康保険料」を「個人負担分」と
被保険者報酬月額算定基礎届		適用年月 9	健康保険と厚生ます。	三年金の計算をし	「介護保険料」の合計金額で表示す
金銭(通貨)の額	現物の額	合計	計算	実行 クリ	シューるには、「開始」メニューの「給与の
4月 0	0	0		\	→ 文払者アータ登録」から「給与・貨
5月 0	0	0	日 40歳から64	歳までで介	与計昇の設定」ダノの「結与明神書 に <u>へ</u> 難保険料なまニナズ」にチーン
6月 0	0	0	▶ 護保険適用	有	にり 護休 映料を衣小りる」 に フェックを外してください。
	総計	0	年齢70歳以	上で厚生年	
	平均額	0	ロー金が不安にはチェック	不要)	
支払基礎日数が17日未満の 場合は金銭の額を0円に1	修正平均額	0			
て計算して下さい。	遡及支払額	0	昇降給月 0		
	標準報酬月額	個人負担分	介護保険分	健康保険計	
従前の健康保険	200 千円	9,910	1, 590	11, 500	
従前の厚生年金	200	18, 300			
決定後の健康保険	0 千円	0	0	0	
決定後の厚生年金	0	0			
決定額10月の健康保険と) り適用されます。 ら適用する場合は給与明 して下さい。	厚生年金保険よ 9月か 細書に直接入力		給与支払者データ登 書に介護保険を表示 を付けると「個人負 険分」に区分します	録から「給与明細 する」にチェック 担分」と「介護保 。	
データの変更は保存または移動	ボタンで確定します。	0			
最初 前へ 次へ	最後		保存	キャンセル	

≪ご注意≫

標準報酬月額を入力していないと、健康保険料と厚生年金保険料の再計算はされません。

「計算実行」ボタンから役員と従業員の方の健康保険料を変更した場合は、 「令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」で確認して下さい。

■ 給与明細書の介護保険料を表示しない場合の設定

1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択して「給与・賞与計算の設定」から「給与明細書に介護 保険料を表示する」のチェックを外します。

給与支払者·計算設定·保険料率	データの登録		×
年度 令和7年	•		
給与支払者のデータ給与	・賞与計算の設定│健康保険・厚生	年金 雇用保険料率	
甲欄の源泉徴収税額の 計算	源泉徴収税額表の参照	 電子計算機の特例計算 	
▶ 給与明細書に介護保	険料を表示する。	変更	
■ 給与と賞与の全額を	現金で支給する。		
▼ 勤務時間データで小	数点以下2桁を使用する。		
小数点2桁を使用する	場合は給与明細書の桁数の書式	も変更して下さい。	
甲欄の源泉徴収税額の 計算機の特例計算と源!	電子計算機の特例計算への変更 泉徴収税額表では所得税額に差	はPR0版で対応します。電子 額が発生します。	
		O K キャンセ	n

2 「計算実行」ボタンをクリックしての個人負担分の健康保険料を変更します。

従業員の住所氏名・社会保険料データの	入力		×
整理番号 1	氏名 佐藤	一郎	データ検索
従業員の住所氏名データ 社会	全保険料の算定基礎届]	
被保険者報酬月額算定基礎届		適用年月 9	健康保険と厚生年金の計算をします
金銭(通貨)の額	現物の額	合計	主管中行
4月 0	0	0	訂界夫1]
5月 0	0	0	
6月 0	0	0	▼ 40歳から64歳までで介 護保険適用有
	称的	0	年齢70歳以上で厚生年 □ 金が不要(高齢任意加入
	平均額	0	はチェック不要)
支払基礎日数が17日未満の 場合は金銭の額を0円にし	修正平均額	0	
く計算して下さい。	遡及支払額	0	昇降給月 0
	標準報酬月額	個人負担分	介護保険分健康保険計
従前の健康保険	200 千円	11, 500	0 11,500
従前の厚生年金	200	18, 300	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
決定後の健康保険	0 千円	0	0 0
決定後の厚生年金	0	0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
決定額10月の健康保険と	厚生年金保险上		給与支払者データ登録から「給与明細
り適用されます。 ら適用する場合は給与明	9月か 9月か 細書に直接入力		書に介護保険を表示する」にチェック を付けると「個人負担分」と「介護保
して下さい。			険分」に区分します。
データの変更は保存または移動	動ボタンで確定します	0	
最初 前へ 次へ	最後		保存 キャンセル

≪ご注意≫

「健康保険料」を「個人負担分」と 「介護保険分」に区分して表示する には、「開始」メニューの「給与の支 払者データ登録」から「給与・賞与 計算の設定」タブの「給与明細書に 介護保険料を表示する」にチェック を付けてください。

■ 令和7年4月分からの雇用保険料について

☆令和7年4月分からの雇用保険料率の労働者負担分について

令和7年4月から令和8年3月までの雇用保険料率の労働者負担分については変更があります。

厚生労働省の「雇用保険料率について」のサイトです。 <u>雇用保険料率について | 厚生労働省</u> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108634.html

厚生労働省の「令和7年度の雇用保険料率について」 https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりになります。

一般の事業	雇用保険料率 14.5/1000	労働者負担 5.5/1000	事業主負担	9/1000
農林水産・清酒製造事業	雇用保険料率 16.5/1000	労働者負担 6.5/1000	事業主負担	10/1000
建設の事業	雇用保険料率 17.5/1000	労働者負担 6.5/1000	事業主負担	11/1000

<令和7年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ ^{充尼体業給付の}	② 事業主負担	失業等給付・	雇用保険二事業	①+② 雇用保険料率
事業の種類	保険料率のみ)		育元休美和竹の 保険料率	の保険料率	
一般の事業	<mark>5.5</mark> /1,000	<mark>9</mark> /1,000	<mark>5.5</mark> /1,000	3.5/1,000	<mark>14.5</mark> /1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3. 5/1, 000	15. 5/1, 000
農林水産・ [※] 清酒製造の事業	<mark>6.5</mark> /1,000	<mark>10</mark> /1,000	<mark>6.5</mark> /1,000	3.5/1,000	<mark>16.5</mark> /1,000
(令和6年度)	7/1, 000	10. 5/1, 000	7/1,000	3. 5/1, 000	17. 5/1, 000
建設の事業	<mark>6.5</mark> /1,000	11 /1,000	<mark>6.5</mark> /1,000	4.5/1,000	17.5 /1,000
(令和6年度)	7/1, 000	11.5/1,000	7/1,000	4. 5/1, 000	18. 5/1, 000

※ 厚生労働省ホームページの「雇用保険料率について」より

令和7年4月分からの雇用保険料のシステムの確認手順について

- 1 「開始」メニューの「給与の支払者データ登録」を選択します。
- 2 「雇用保険料率」タブに移動して雇用保険料率を確認します。 「一般の事業」と「農林・水産・清酒業 土木・建設業」のチェックが間違っていないかを確認してください。
- 3 「一般の事業」の雇用保険料率は「0.005500」 「農林・水産・清酒業」の雇用保険料率は「0.006500」 「土木・建設業」の雇用保険料率は「0.006500」になります。

給与支払者・計算設定・保険料率データの登録	×
^{年度} <mark>令和7年 </mark> ▼	
給与支払者のデータ 給与・賞与計算の設定 健康保険・厚生年金 雇用保険料率	
雇用保険の 区分 ● 一般の事業所 ● 農林・水産・清酒業 土木・建設業	
雇用保険料率(従業員負担分)	
<u>一般の事業所</u> 0.005500 確認	
農林・水産・清酒業 0.006500	
土木・建設業 0.006500	
▶ 円未満端数を切り捨て処理する。	
円未満端数を切り捨て処理しない場合には、法律により 50銭 以下で切り捨て、50銭1厘以上で切り上げ処理します。	
O K キャンセノ	Z

≪ご注意≫

給与明細書の「雇用保険料」ボタンをクリックしないと、雇用保険料の計算はされません。

「給与明細書」の雇用保険料を再計算する場合に、「雇用保険料」ボタンを利用すると雇用保険料率で再計算されま すので注意してください。